

研究テーマ ●脳科学技術の利用は自己負罪拒否特権の侵害になるか？

法文学部・法経社会学科・法学コース

助教 梶 悠輝

研究の背景および目的

科学の進歩の中で、私たちの人権はどう守られるべきかについて考える際、刑事手続きにおける「ポリグラフ検査」（脈拍や発汗等から虚偽を検知する、いわゆる「うそ発見器」）がしばしば議論されている。近年、脳科学の進歩に伴い、最新のニューロ・サイエンス技術も訴追対象者からの情報取得のために利用できるのか？利用可能な場合はどこまでが許容範囲なのか？本研究は、憲法が保障する基本的人権の1つである「自己負罪拒否特権」と照らし合わせてそれらを明らかにする。

■おもな研究内容

「自己負罪拒否特権」は、日本国憲法第38条1項に定められた「何人も、自己に不利益な供述を強要されない」権利である。その具体的な表れとして、刑事手続きにおいて、被疑者や被告人には、自白など自分に不利な事柄を話すよう強要されないことが保障されている。

近年、この特権を根本から揺さぶりつつあるのが、脳科学の進歩である。脳の血流や活動の変化を可視化する技術であるfMRI（機能的磁気共鳴画像）を応用すれば、脳の反応から本人の記憶や意識の一端を推測できる可能性がある。こうした技術が本人の意思に反して用いられた場合、それが「内心の自由」への侵入に等しいものと位置づけられうるとすれば、自己負罪拒否特権との関係も問われる。

このような問題意識のもと、本研究では、以下の①～③を経て、訴追対象者からの情報取得を目的に、最新のニューロ・サイエンス技術の利用可能性および利用可能な範囲を明らかにしたいと考える。

①自己負罪拒否特権の本質は何か、その正当化根拠はどこにあるか、またその保障範囲はどこまで及ぶか、などについて再確認する。

②上記で明らかになった自己負罪拒否特権、特にその保障範囲と照らし合わせて、訴追対象者からの情報取得のため、最新のニューロ・サイエンス技術を用いて「できること」と「できないこと」を把握する。

③自己負罪拒否特権との関係で、最新のニューロ・サイエンス技術を利用するにあたり、従来の「ポリグラフ検査」とは異なる固有の原理的な問題が生じるかどうかを検討する。

本研究は、海外の議論や最新の科学的知見を踏まえて、自己負罪拒否特権の原点に立ち返り、脳科学技術の利用可能性および利用可能な範囲について検討する。その検討を通じて、科学発展と人権保障の調和をいかに図るべきかを考える1つの基盤として提示できればと願っている。

期待される効果・応用分野

この研究は、脳科学と法学という異なる分野をつなぐ試みである。脳科学の成果を正しく理解し、法の原理と照らし合わせることで、「科学の進歩の中で、私たちの人権はどう守られるべきか」を、自己負罪拒否特権というフィルターを通して検討するものといえる。その成果が、ひいては、AIやバイオ技術などが急速に発展する現代において、人間の尊厳や自由をどう位置づけるかを考える手がかりになればと考えている。

■共同研究・特許などアピールポイント

- 「脳科学と自己負罪拒否特権」を素材に、社会の加速度的な変化に対応しつつ、個人と社会の利益の調和を守るための法規範のあり方・考え方を、その方法論レベルからゼロベースで捉え直していきたい。
- 脳科学専門かつ脳科学技術の法学的利用にご興味のある研究者からの最新知見に関する対話の場を作りたいと考えている。

研究分野	法学、刑事法学、刑事訴訟法学、脳科学
キーワード	自己負罪拒否特権、ニューロ・サイエンス技術